

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、公共交通対策課、建築指導課、公園花とみどり課、市街地整備課

2 監査の範囲

令和3年4月から9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和3年11月19日（金）から令和4年2月4日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

都市政策課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	切手受払簿に記載のない切手があった。
	措置状況	記載のなかったものについて記載いたしました。

公共交通対策課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	公の施設であるコミュニティバスについて、転貸借契約が締結されているものがあった。
	措置状況	今後、転貸借契約をいたしません。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	周南市離島航路補助金交付要綱について、長期にわたり改正されていない条項があった。
	措置状況	今後、要綱の改正をいたします。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	委託料の精算について、契約金額の変更に伴う変更契約が締結されていないものがあった。
	措置状況	今後、変更契約を締結いたします。

公園花とみどり課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	前回の定期監査において改正するとしていた周南市都市公園条例について、改正されていないものがあった。
	措置状況	今後、確実に改正いたします。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	都市公園使用料について、算定を誤っているものがあつた。
	措置状況	誤りのあつたものについて訂正し、請求、還付を行いました。
イ	指摘事項	行政財産目的外使用料について、算定を誤っているものがあつた。
	措置状況	誤りのあつたものについて訂正し、請求を行いました。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託について、設計金額の算定方法に不備があるものがあつた。
	措置状況	今後、適正な算定方法に改めます。

(4) 財産管理事務

ア	指摘事項	行政財産について、地方自治法の適用がない事由にもかかわらず貸付契約を締結しているものがあつた。
	措置状況	今後、行政財産の目的外使用許可を行います。

市街地整備課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	業務委託に係る書類の受理について、決裁がされていないものがあつた。
	措置状況	直ちに決裁いたしました。